

制定 平成 26 年 7 月 1 日

改定 平成 29 年 10 月 1 日

改定 令和 3 年 6 月 1 日

E T C コーポレートカード利用規約

経営サービス協同組合

ETC コーポレートカード利用規約

(目的)

第1条 本規約は、経営サービス協同組合（以下「組合」といいます。）と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）又、当組合管轄である西日本高速道路株式会社を、（以下「窓口会社」といいます。）との間のETC コーポレートカード利用約款（以下「約款」といいます。）に基づくETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するETC コーポレートカード（以下「カード」といいます。）の利用を円滑・運営するため、必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 本規則の中で用いられる用語は、別段の定めのない限り、以下のように定義します。

- 一 高速国道 三会社が管理する高速自動車国道をいいます。
- 二 高速国道等 高速国道及び三会社が管理する一般有料道路のうち三会社がカードを利用可能な道路として指定するものをいいます。
- 三 割引対象一般有料道路 大口・多頻度の対象となる一般有料道路を指します。
- 四 本四会社 本州四国連絡高速道路株式会社をいいます。
- 五 本四高速 本州四国連絡高速道路のうち本四会社が指定するものをいいます。
- 六 首都会社 首都高速道路株式会社をいいます。
- 七 首都高速 首都高速道路のうち首都会社が指定するものをいいます。
- 八 阪神会社 阪神高速道路株式会社をいいます。
- 九 阪神高速 阪神高速道路のうち阪神会社が指定するものをいいます。
- 十 公社 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項に基づく公告を行った地方道路公社をいいます。
- 十一 公社道路 公社が指定する道路をいいます。
- 十二 カード取扱道路管理者 本四会社、首都会社、阪神会社及び公社を総称します。
- 十三 後納料金 カードを利用して通行した高速道路等の利用額（大口・多頻度割引制度に基づく割引が適用された場合は、割引後の額となります。）並びにカードを利用して通行した本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路の利用額（カード取扱道路管理者分の通行料金に対して、カード取扱道路管理者がそれぞれ指定する額となります。）をいいます。
- 十四 原因者負担金 道路法(昭和27年法律第180号)第58条第1項に基づき三会社が負担させることとした費用をいいます。
- 十五 ETC利用規程 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められた「ETCシステム利用規程」及び「ETCシステム利用規程実施細則」をいいます。
- 十六 ETCシステム ETCシステム利用規程第2条に定める無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 十七 車載器 ETCシステム利用規程第2条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 十八 セットアップ ETCシステム利用規程第2条に定める車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(利用資格)

第3条 カードの利用資格者は、当組合に属する組合員（以下「組合員」といいます。）に限ります。

(組合加入手続)

第4条 組合に加入しようとする場合は、組合が規定する組合加入申込書に必要な事項を記入し、本条2項規定の書類等を添付して組合に提出して下さい。

- | | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 2 | 一 出資金 | 1万円 |
| | 二 資格証明書の写 | 1通 |
| | ・ 法人の場合（履歴事項全部証明書 3ヵ月以内のもの） | |
| | ・ 個人事業主場合（確定申告書） | |
| | 三 預金口座振替依頼書 | 1通 |
| | 四 その他組合が必要とする書類 | 必要数 |

(カードの利用申込み)

第5条 ETC コーポレートカードの利用申込みを行う場合は、本規約、ETC利用規程、当組合が別に定める特約のすべてを承諾のうえ、ETCコーポレートカード追加発行申込書（様式1）及び別に定める添付書類を組合に提出して下さい。

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| 一 | ETCコーポレートカード追加発行申込書（様式1） | 1通 |
| 二 | ETC車載器セットアップ証明書の写 | 各1通 |
| 三 | 自動車検査証の写 | 各1通 |
| | ・ 法人の場合（使用者欄の記載が法人名義のもの） | |
| | ・ 個人事業主の場合（代表者名義のもの） | |
| 四 | 事業利用誓約書 | 1通 |

2 次の各号のいずれかに該当するときは、カードの利用申込みを受け付けることはできません。

- 一 申込者が、三会社のうちいずれかの会社からカードの貸与を受け、既に利用しているとき。
- 二 申込者が、セットアップした車載器を正当に保有することが認められないとき。ただし、当該申込者が直ちに車載器を取得し、セットアップすることを確約した場合は除きます。
- 三 申込者が、過去3年以内に、三会社の管理するいずれかの道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- 四 申込者が、三会社が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反した場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
- 五 申込者が、三会社のうちいずれかの会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
- 六 その他組合が、カード利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

(資格審査)

第6条 組合は、理事会において、組合加入及びETCコーポレートカード利用資格の採否を審査します。

(カード利用の承認)

第7条 組合は、4条・5条及び6条の定めにより適当であると認める場合は、当該申込者の組合加入とともにカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者（以下、「カード利用者」といいます。）は、その資格あるいはカードを第三者に貸与したり、譲渡、又は担保に供することを一切してはなりません。

(カードの貸与と取扱い)

第8条 組合は、カード利用者に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両(当該車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名称がカード利用者と同じである車両)に限ります。(以下、「登録車両」といいます。)ごとに、カードを貸与いたします。

2 組合は、前項のカードの貸与を行う場合、カード利用者あて、カード番号、カードを利用できる登録車両の車両番号、カードの枚数及び第9条に定めるカードの利用期間を、組合所定の方法により通知します。

3 前項の通知を受けたカード利用者が、組合からカードの引渡しを受けるときは、ETCコーポレートカード受領書を組合に提出して下さい。

4 カードの所有権は三会社に帰属します。カード利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければなりません。

(カード利用承認の有効期間)

第9条 第8条に定めるETCコーポレートカード利用承認の有効期間は、カード上に表示された月の末日までです。

(後納料金の支払い)

第10条 組合は、毎月の高速代金の後納料金を翌月に組合所定の請求書により、カード利用者に請求します。

2 カード利用者は、毎月組合が送付する請求書に基づき、口座に滞滞することなく料金を支払い下さい。

3 カード利用者が、前項の定めを違反して料金の支払いを行わず、組合の督促後もおお指定の払込みを行わないとき、又は、数度にわたり支払約定日に遅延した場合には、組合がやむを得ざるものと認める場合を除き、カード利用を停止します。

(カードの保証料)

第11条 カード利用者は、組合から貸与を受けたカードの枚数に応じ、カード保証料として定められた額を毎年お支払い下さい。

2 カード保証料は、カード利用の解約、カードの一部返却、カードの亡失等理由のいかんを問わず返還しません。

(カードの亡失)

第12条 カード利用者は、カードを紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちにETCコーポレートカード紛失届を組合に提出して下さい。

2 カード利用者が亡失カードを他人に利用された場合の料金については、前項の届出が速やかに提出されていた場合に限り、カード1枚につき30万円を上限に組合が実費を負担します。

3 カード利用者は、カードを亡失したときは、第1項の定めにより紛失届を提出後、カードの再発行の申し込みができます。

4 カード利用者が、カードの再発行を受ける場合において、亡失したカードを発見したときは、そのカードは利用できないので速やかに返却届を添え、発見したカードを組合に返却して下さい。

(カードの交換)

第13条 カードは、交換期限(カード上に表示された月の末日までとします。以下同じです。)が過ぎたものは利用できません。

2 カード利用者は、交換期限の過ぎたカードを、カード利用者の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分して下さい。

3 第8条の定めは、交換期限を更新したカードを貸与する場合について準用します。

(カードの利用方法等)

第14条 カード利用者は、高速国道等並びに本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路のうちカード取扱道路管理者が指定する道路又は料金所において、カードを利用することができます。なお、カードの利用にあたっては、ETC利用規程を遵守して下さい。

2 カード上には組合及びその組合員の名称、カード番号、車両番号、交換期限等が表示されています。カードは、次の各号に定めるもの以外の者に利用させることはできません。

一 カード上に名称が表示された組合員

二 カード上に名称が表示された組合員の使用人その他の従業員

三 カードは、改変しないで下さい。また、破損又は変形したカードは、使用しないで下さい。

四 カードは、表示された車両以外に利用してはいけません。

五 1枚のカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用することはできません。

(カード利用承認の取り消し)

第15条 組合は、カード利用者が、次の号のいずれかに該当する場合は、カード利用を停止し、カード利用承認を取り消すものとします。この場合においてカード返却届を添え、カードを組合に返却して下さい。

一 破産その他これに類する理由により、後納料金を支払うことが著しく困難であると認められるとき。

二 三会社、本四会社、首都会社、阪神会社又は公社等の管理する道路において、車両制限令に違反し、累積違反点数が30点に達したとき。

三 組合の定款、関係諸規定、及びETCコーポレートカード利用規約に反する等、組合のカード利用事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められるとき。

四 カード利用者より解約の申し出があったとき。

(カード利用者全体の割引停止)

第16条 三会社、本四会社、首都会社、阪神会社及び公社等が管理する有料道路において、当組合のカード利用者が、車両制限令に違反あるいはカードの不正使用等の行為により、組合に割引停止があった場合は、その月の組合員全体の割引がないものとします。

(損害賠償責任)

第17条 カード利用者の前条に相当する違反あるいは不正使用等の行為により、組合が三会社より割引の停止、カード利用の停止、カード利用の承諾の取消等の処分を受けた場合には、組合及び他の組合員が被る損害について、賠償を請求することがあります。

(カード利用の解約)

第18条 カード利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、カード返却届を添え、カードを組合に返却することにより、解約を申し出ることができます。

2 カード利用者が、出資金を預託している場合において、前項のカード返却届の提出があったときは、組合は後納料金等が完済されていることを確認のうえ、出資金をカード利用者へ返還します。

(カードの管理)

第19条 カード管理は、組合の定款、関係諸規定、ETCコーポレートカード利用規則並びに三会社によるETCコーポレートカード利用約款及びETCシステム利用規程に準拠して行います。

(届け出事項の変更)

第20条 カード利用者は、組合に提示した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届け出事項の変更届及び添付書類を組合に提出して下さい。

2 カード利用者が、届け出事項の変更を延滞したこと又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用者へ負っていただきます。

(周知及び説明の義務)

第21条 カード利用者は、使用人その他従業員に対して、本規約の内容を周知徹底し、本規約に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければなりません。

(免責事項)

第22条 組合は次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、組合の故意または重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

- 一 提出書類の不備、届け出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他組合の責によらない事由により、カード利用者のカードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
 - 二 カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、又は不能になったとき。
 - 三 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他組合の責によらない通信手段の障害により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
 - 四 災害、事変その他組合の責によらない事由により、カードの利用が遅延し、又は不能になったとき。
 - 五 三会社等が高速道路等の管理の必要上、ETCシステム又はカードの利用を制限し、若しくは停止したため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
 - 六 カード利用者がカードを亡失した場合において、組合が紛失届を受領する前に、他人に当該カードを利用されたとき。
 - 七 組合の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、申込者又はカード利用者の名前、住所、電話番号、保証額または請求額等が漏洩したとき。
- 2 カード利用者は、次の各号に掲げる事項に該当したときには、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、カード利用者の故意または重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。
- 一 災害、事変又は通信回線の故障、郵送上の事故その他カード利用者の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、督促手数料及び延滞金を免除するものとします。

(準拠法)

第23条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(合意管轄裁判所)

第24条 カード利用者は、組合との間で訴訟が生じた場合、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意裁判所とすることに同意するものとします。

(規約の改定)

第25条 組合は、規約を改定することがあります。

- 2 前項の場合において、組合は改定内容又は改定後の規約をあらかじめ書面その他の方法によりカード利用者あてに通知します。当該通知により組合が指定した改定後の規約の適用開始日以降に、カード利用者がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
- 3 カード利用者は、改定後の規約を承諾できない場合、カードを組合に返却し解約することができます。

附則

本規約は、平成26年7月1日から施行します。

本規約は、平成29年10月1日から施行します。

本規約は、令和3年6月1日から施行します。